

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 27 年 3 月 13 日 (金) 号外第 22 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (9) (障がい福祉課) 4
	鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (10) (子育て応援課) 8
	鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則 (11) (子ども発達支援課) 10
	鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則 (12) (医療政策課) 11
	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (13) (くらしの安心推進課) 17

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害福祉サービス事業の人員等の基準を定めるに当たって参酌等をすべき国の基準が改正され、指定複合型サービス事業者が障がい者に対し通いサービスを提供する場合の基準該当生活介護事業の基準が定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 指定複合型サービス事業所についても、指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る基準該当生活介護事業の基準によるものとする。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る基準該当生活介護事業の基準について、通いサービスを利用する者の上限を29人（現行 25人）に引き上げる。
- (3) 指定共同生活援助事業所において居宅介護等を利用できる特例の適用期限を平成30年3月31日まで3年間延長する。
- (4) 現に提供されている共同生活援助を行う指定障害福祉サービスの量が鳥取県障害福祉計画に定める必要な量に満たない区域においては、平成37年3月31日までの間、精神病床を減少した病院の敷地内の建物を共同生活住居とすることができることとし、当該共同生活援助を行う事業所に関し必要な基準を定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法の一部が改正され、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかっている児童に対し小児慢性特定疾病医療費を支給する制度が設けられたことに鑑み、特別医療費の助成の対象となる疾病の範囲を拡大する。

2 規則の概要

- (1) 特別医療費の助成の対象となる疾病は、小児慢性特定疾病とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする(2)に関する事項を除き、平成27年4月1日とする。

◇鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

物価の上昇の状況等に鑑み、受益と負担の公平を図るため、県立皆成学園の使用料の額を引き上げる。

2 規則の概要

- (1) 県立皆成学園のおやつ代を1食60円（現行 1食50円）に引き上げる。
- (2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

医師の適正な配置に支障が生じないよう臨床研修医研修資金貸付金の貸付けの要件を改めるとともに、臨床研修の開始の前年度に貸付予定者を決定できるようにする等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 臨床研修医研修資金貸付金の貸付けを受けることができる者の要件を次のとおり変更する。
 - ア 臨床研修修了後3年を経過するまでに（現行 臨床研修修了後直ちに）指定病院等の特定診療科で医師の業務に従事しようとする者。
 - イ 鳥取大学医学部医学科推薦入試Ⅱ（特別養成枠）により入学して卒業した者ではないこと。

- (2) 臨床研修を開始する前年度においても貸付申請ができることとし、貸付金を貸与することができる要件を満たすと認められる貸付予定者には、その旨を通知することとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

富山県及び徳島県において、ふぐ処理師の試験及び免許制度が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) ふぐ処理師の免許を与えることができる者に富山県又は徳島県の免許を受けている者を加える。
- (2) ふぐ取扱い営業認証書再交付申請書の様式について、所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>(生活介護の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活介護に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護の事業を行う事業所で同法第41条第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定通所介護事業所」という。）又は同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（<u>同条第22項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。</u>）の事業を行う事業所で同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護の提供を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>ア 通いサービス（事業所に通わせて行うサービスをいう。以下同じ。）の利用の登録を受ける者の数の上限（以下この号において「登録定員」という。）を<u>29人</u>以下とすること。</p> <p>イ 通いサービスの利用定員を次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に定める人数とすること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">25人以下</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">登録定員の2分の1以上15人以</td> </tr> </table>	25人以下	登録定員の2分の1以上15人以	<p>(生活介護の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活介護に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護の事業を行う事業所で同法第41条第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定通所介護事業所」という。）又は同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所で同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護の提供を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>ア 通いサービス（事業所に通わせて行うサービスをいう。以下同じ。）の利用の登録を受ける者の数の上限（以下この号において「登録定員」という。）を<u>25人</u>以下とすること。</p> <p>イ 通いサービスの利用定員を登録定員の<u>2分の1以上15人</u>以下とすること。</p>
25人以下	登録定員の2分の1以上15人以		

	下
26人又は27人	登録定員の2分の1以上16人以下
28人	登録定員の2分の1以上17人以下
29人	登録定員の2分の1以上18人以下

ウ 他の指定小規模多機能型居宅介護事業所等（保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する者により設置されるものに限る。）との密接な連携の下に運営される事業所（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）は、ア及びイの規定にかかわらず、登録定員を18人以下、通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1以上12人以下とすること。

エ 略
オ 略

（短期入所の基準）

第6条 略

2 短期入所に係る該当基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 宿泊サービスの利用定員を通いサービスの利用定員の3分の1以上9人以下（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、利用定員の3分の1以上6人以下）とすること。

(5)・(6) 略

附 則

（経過措置）

第2条 平成30年3月31日までの間、障害支援区分が区分4から区分6までの者であつて次のいずれかに該当するものが希望する場合は、別表第9サービスの提供の項第35号の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度訪問介護（第4号に掲げる者にあつては、身体介護に係る居宅介護に限る。）を利用させることができる。

(1)～(4) 略

2 略

第3条 現に提供されている共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの量が鳥取県障害福祉計画に定め

ウ 略
エ 略

（短期入所の基準）

第6条 略

2 短期入所に係る該当基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 宿泊サービスの利用定員を通いサービスの利用定員の3分の1以上9人以下とすること。

(5)・(6) 略

附 則

（経過措置）

第2条 平成27年3月31日までの間、障害支援区分が区分4から区分6までの者であつて次のいずれかに該当するものが希望する場合は、別表第9サービスの提供の項第35号の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度訪問介護（第4号に掲げる者にあつては、身体介護に係る居宅介護に限る。）を利用させることができる。

(1)～(4) 略

2 略

る必要な量に満たない区域においては、平成37年3月31日までの間、別表第9設備の項第1号の規定にかかわらず、精神病床を減少した病院の敷地内の建物を共同生活住居とすることができる。

2 前項の規定により共同生活援助を行う事業所は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 定員は、30人以下とすること。
- (2) 構造及び設備は、入居者の生活の独立性を確保するものとする。
- (3) 原則として、2年を超えて入居させないこと。
- (4) 入居者が住宅又は共同生活援助を行う他の指定障害福祉サービス事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかについて定期的に検討するとともに、住宅等に移行できるよう適切な支援を行うこと。
- (5) 個別支援計画には、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動についても記載すること。
- (6) 入居者の地域への移行を推進するための関係者による協議会を設置し、定期的に状況を報告し、要望、助言等を聴くこと。
- (7) 法第89条の3第1項に規定する協議会その他これに準ずる機関に定期的に状況を報告し、助言等を求めること。

別表第4（第6条関係）

区分	指定基準
従業員配置	1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。
略	

別表第8（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
設備	1～6 略 7 就労継続支援A型の利用定員は、雇用契約を締結するもの	

別表第4（第6条関係）

区分	指定基準
従業員配置	1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。
略	

別表第8（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
設備	1～6 略 7 就労継続支援A型の利用定員は、雇用契約を締結するもの	

<p>については10人以上、雇用契約を締結しないものについては当該事業所の利用定員の2分の1以下で、かつ、<u>9人以下</u>とすること。</p> <p>8 略</p>	<p>については10人以上、雇用契約を締結しないものについては当該事業所の利用定員の2分の1未満で、かつ、<u>8人以下</u>とすること。</p> <p>8 略</p>																
略	略																
別表第9（第11条関係）																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">区分</td> <td style="text-align: center;">指定基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>従業員配置</td> <td> 1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	区分	指定基準		略	従業員配置	1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。		略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">区分</td> <td style="text-align: center;">指定基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>従業員配置</td> <td> 1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	区分	指定基準		略	従業員配置	1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。		略
区分	指定基準																
	略																
従業員配置	1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。																
	略																
区分	指定基準																
	略																
従業員配置	1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。																
	略																

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和48年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第 4 条第 3 項の規則で定める者)</p> <p>第 1 条の 2 条例第 4 条第 3 項の規則で定める者は、次に掲げる認定証等を所持している者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第26条の 3 第 2 項に規定する<u>食事療養標準負担額減額認定証、同令第26条の 6 の 4 第 2 項に規定する生活療養標準負担額減額認定証</u>又は同令第27条の14の 4 第 2 項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(条例別表第 4 号の規則で定める疾病等)</p> <p>第 3 条 条例別表第 4 号の規則で定める疾病は、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病（当該疾病に直接起因して併発し、かつ、当該疾病と併せて治療を受ける疾病を含む。）</u>とする。</p> <p>2 条例別表第 4 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>前項に規定する疾病にかかっている20歳未満の者</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる疾病にかかっている20歳以上の者</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>内分泌疾患のうち先天性甲状腺機能低下症（先天性クレチン症）</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>先天性代謝異常のうちフェニルケトン尿症その他の疾病で知事が定めるもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ウ <u>免疫疾患のうち先天性無ガンマグロブリン血症</u></p>	<p>(条例第 4 条第 3 項の規則で定める者)</p> <p>第 1 条の 2 条例第 4 条第 3 項の規則で定める者は、次に掲げる認定証等を所持している者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第26条の 3 第 2 項に規定する<u>標準負担額減額認定証</u>又は同令第27条の14の 4 第 2 項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(条例別表第 4 号の規則で定める疾病等)</p> <p>第 3 条 条例別表第 4 号の規則で定める疾病<u>及び規則で定める者は、別表のとおり</u>とする。</p>

第 2 条 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中第1条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
施設名	項目	使用料の額	施設名	項目	使用料の額
鳥取県立 皆成学園	略		鳥取県立 皆成学園	略	
	おやつ	1食 <u>60円</u>		おやつ	1食 <u>50円</u>
	略			略	
略			略		

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則（平成25年鳥取県規則第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の貸付けを受けることができる者)</p> <p>第2条 貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して3年を経過する日（以下「基準日」という。）までに指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとする者であること。</u></p> <p>(3) <u>学校法人自治医科大学を卒業し、又は国立大学法人鳥取大学に緊急医師確保養成対策に基づき設置される特別の入学枠により入学して卒業した者以外の者であること。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(貸付申請)</p> <p>第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>(1) 誓約書（様式第2号）</p> <p>(2) <u>現に臨床研修を受けている者にあつては、鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修状況証明書（様式第2号の2）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(貸付予定者の決定)</p> <p><u>第5条の2 知事は、現に臨床研修を行っていない者から前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、申請者が翌年度に第2条の要件を備える見込みがあると認めた場合には、当該申請者を貸付予定者として決定し、その旨並びに貸し付ける予定の貸付金の総額及び年度ごとの額を通知するもの</u></p>	<p>(貸付金の貸付けを受けることができる者)</p> <p>第2条 貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>臨床研修修了後、直ちに指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとする者であること。</u></p> <p>(3) 学校法人自治医科大学を卒業した者以外の者であること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(貸付申請)</p> <p>第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>(1) 誓約書（様式第2号）</p> <p>(2) 略</p>

とする。

2 貸付予定者は、臨床研修を開始したときは、臨床研修を開始した日の属する年度の4月末日までに鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修開始届（様式第2号の3）を知事に提出しなければならない。

（貸付けの決定及び通知）

第6条 知事は、現に臨床研修を行っている者から第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請者が第2条の要件を備えていると認めた場合には、予算の範囲内で貸付けの決定を行い、申請者に対してその旨並びに貸し付ける貸付金の総額及び年度ごとの額を通知するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、届出者が第2条の要件を備えていると認めた場合には、予算の範囲内で貸付けの決定を行い、届出者に対してその旨並びに貸し付ける貸付金の総額及び年度ごとの額を通知するものとする。

（貸付金の返還）

第10条 借受者は、基準日（臨床研修修了後基準日までの間に、指定病院等の特定診療科において常勤医師（指定病院等が定める勤務時間の全てを勤務する医師であって、1週間当たり32時間以上勤務するものをいう。以下同じ。））として勤務した期間又は災害、疾病その他やむを得ない理由があると知事が認めた期間があるときは、これらの期間を加算した期間）を経過した日から貸付金の貸付期間に相当する期間（第12条第1項の規定により債務の履行を猶予された場合にあつては、猶予の期間を加算した期間）内に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日（第12条第1項の規定により債務の履行を猶予された場合にあつては、猶予の期間を経過した日）から1月以内に、未返還の貸付金を一括して返還しなければならない。

(1) 略

(2) 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して6年を経過する日（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める日）までに指定病院等の特定診療科において常勤医師として3年間

（貸付けの決定及び通知）

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請者が第2条の要件を備えていると認めた場合には、予算の範囲内で貸付けの決定を行い、申請者に対してその旨並びに貸し付ける貸付金の総額及び年度ごとの額を通知するものとする。

（貸付金の返還）

第10条 借受者は、臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して3年（災害、疾病その他やむを得ない理由があると知事が認めた期間があるときは、その期間を加算した期間）を経過した日から貸付金の貸付期間に相当する期間（第12条第1項の規定により債務の履行を猶予された場合にあつては、猶予の期間を加算した期間）内に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日（第12条第1項の規定により債務の履行を猶予された場合にあつては、猶予の期間を経過した日）から1月以内に、未返還の貸付金を一括して返還しなければならない。

(1) 略

(2) 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める日）までに指定病院等の特定診療科において常勤医師（指定病院等が定める勤務時間の全てを勤務

以上勤務することができなくなったとき。

する医師であつて、1 週間当たり32時間以上勤務するものをいう。以下同じ。)として勤務を開始しなかつたとき。

(3) 指定病院等を退職したとき。ただし、引き続き他の指定病院等の特定診療科に常勤医師として勤務するときに除く。

(4) 勤務する診療科を特定診療科以外の診療科に変更したとき。

(届出)

(届出)

第14条 借受者は、貸付金の返還を終え、又は債務の免除を受けるまでに次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

第14条 借受者は、貸付金の返還を終え、又は債務の免除を受けるまでに次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 略

(1) 略

(2) 臨床研修を開始したとき 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修開始届 (様式第8号)

(2) 略

(3) 略

(3) 略

(4) 略

(4) 略

(5) 略

(5) 略

(6) 略

(6) 略

(7) 略

(7) 略

(8) 略

(8) 略

(9) 略

2・3 略

2・3 略

様式第1号 (第5条関係)

様式第1号 (第5条関係)

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付申請書

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付申請書

職 氏 名 様

職 氏 名 様

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金の貸付けを受けたので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金の貸付けを受けたので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

年 月 日

申 請 者 郵便番号

申 請 者 郵便番号

住 所

住 所

氏 名

氏 名

電話番号

電話番号

㊞

㊞

従事しようとする

臨床研修を受ける
医療機関の名称

従事しようとする

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">診療科の名称</td> <td style="width:75%;"></td> </tr> <tr> <td>貸付希望期間</td> <td>年 月分から 年 月分まで</td> </tr> <tr> <td>臨床研修の状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年 月から臨床研修実施中 ・ 年 月から臨床研修開始予定 </td> </tr> </table> <p>上記の申請に同意し、申請者が貸付金の貸付けを受けたときは、保証人となり連帯して債務を負担します。</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 住 所 氏 名 ④ 本人との関係</p> <p>上記の申請に同意し、申請者が貸付金の貸付けを受けたときは、保証人となり債務を保証します。</p> <p style="text-align: center;">保 証 人 住 所 氏 名 ④ 本人との関係</p> <p>様式第2号（第5条関係） 誓 約 書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>借受者として決定された上は、鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則を堅く守り、臨床研修に励むとともに、研修修了後は知事が指定する県内の病院等の特定診療科において、鳥取県の医療に貢献することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 ④ 年 月 日生</p> <p>様式第2号の2（第5条関係） <u>鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修状況証明書</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">臨床研修医氏名</td> <td style="width:70%;"></td> </tr> <tr> <td>医師</td> <td>登録年月日 年 月 日</td> </tr> </table>	診療科の名称		貸付希望期間	年 月分から 年 月分まで	臨床研修の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年 月から臨床研修実施中 ・ 年 月から臨床研修開始予定 	臨床研修医氏名		医師	登録年月日 年 月 日	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">診療科の名称</td> <td style="width:75%;"></td> </tr> <tr> <td>貸付希望期間</td> <td>年 月分から 年 月分まで</td> </tr> </table> <p>上記の申請に同意し、申請者が貸付金の貸付けを受けたときは、保証人となり連帯して債務を負担します。</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 住 所 氏 名 ④ 本人との関係</p> <p>上記の申請に同意し、申請者が貸付金の貸付けを受けたときは、保証人となり債務を保証します。</p> <p style="text-align: center;">保 証 人 住 所 氏 名 ④ 本人との関係</p> <p>様式第2号（第5条関係） 誓 約 書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>借受者として決定された上は、鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則を堅く守り、臨床研修に励むとともに、研修修了後は<u>直ちに</u>知事が指定する県内の病院等の特定診療科において、鳥取県の医療に貢献することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 ④ 年 月 日生</p>	診療科の名称		貸付希望期間	年 月分から 年 月分まで
診療科の名称															
貸付希望期間	年 月分から 年 月分まで														
臨床研修の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年 月から臨床研修実施中 ・ 年 月から臨床研修開始予定 														
臨床研修医氏名															
医師	登録年月日 年 月 日														
診療科の名称															
貸付希望期間	年 月分から 年 月分まで														

免許	登録番号	
臨床研修開始年月日		年 月 日
臨床研 修施設	名 称	
	所在地	

上記のとおり相違ないこと証明します。

年 月 日

研 修 施 設 名

研修施設代表者氏名 ㊟

様式第2号の3 (第5条の2関係)

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修開始届

職 氏 名 様

臨床研修を開始しましたので、次のとおり届け出
ます。

年 月 日

貸付予定者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

医師	登録年月日	年 月 日
免許	登録番号	
臨床研修開始年月日		年 月 日
臨床研 修施設	名 称	
	所在地	

上記のとおり相違ないこと証明します。

年 月 日

研 修 施 設 名

研修施設代表者氏名 ㊟

様式第8号 削除

様式第8号 (第14条関係)

鳥取県臨床研修医研修資金貸付金臨床研修開始届

職 氏 名 様

臨床研修を開始しましたので、次のとおり届け出
ます。

年 月 日

借 受 者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

決定番号		第 号
医師	登録年月日	年 月 日
免許	登録番号	
開始年月日		年 月 日
臨床研 修施設	名 称	
	所在地	

上記のとおり相違ないこと証明します。

年 月 日

研 修 施 設 名

研修施設代表者氏名

㊞

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第2（第7条関係）</p> <p>埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 <u>富山県</u> 石川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 山口県 <u>徳島県</u> 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県</p>	<p>別表第2（第7条関係）</p> <p>埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 石川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 山口県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県</p>																		
<p>様式第10号（第23条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">ふぐ取扱い営業認証書再交付申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第5項の規定により認証書の再交付を次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">営</td> <td style="width: 100px;">所 在 地</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td>業</td> <td>名称、屋号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所</td> <td>又は商号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>添付書類 略</p>	営	所 在 地		業	名称、屋号		所	又は商号		略			<p>様式第10号（第23条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">ふぐ取扱い営業認証書再交付申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第5項の規定により認証書の再交付を次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">認 証 年 月 日</td> <td style="width: 100px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>認 証 番 号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>添付書類 略</p>	認 証 年 月 日	年 月 日	認 証 番 号	第 号	略	
営	所 在 地																		
業	名称、屋号																		
所	又は商号																		
略																			
認 証 年 月 日	年 月 日																		
認 証 番 号	第 号																		
略																			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。